

平成二十六年四月三十日（号外第九十六号）公布厚生労働省令第六十一号（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

（原稿誤り）

一五上 三第十五条第一項第十五条第一項

二〇下 九第二十八条柱書第二十八条中

〃 一〇「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」とを削除する。

〃 二二「法第八条の三第十項第二号」とあるのは「法第八条の三第十

二項第二号」とを削除する。

〃 二一〇 終りから

〃 二一五 第一項

〃 二一四 第一項本文

〃 二一〇 第一項

〃 二一五 第一項本文

〃 二一四 第一項本文

〃 二一〇 第一項

〃 二一五 第一項本文

〃 二一四 第一項本文

同日（同号外）公布厚生労働省令第六十三号（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）

（原稿誤り）

二二下 終りから

五補助者 補助員